

【別添】就労定着支援、就労継続支援、就労移行支援のサービス提供に関する質問と回答

就労定着支援事業		
	質問	回答
①	国通知に「対面による支援が困難と市町村が認める場合においては利用者の同意を得た上で、電話連絡その他可能な方法によって就労定着支援の継続を努めていただくようお願いする」とあるが、具体的には。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の状況を踏まえ、電話連絡その他の方法で支援が提供できる利用者に対しては、電話連絡その他の方法でのサービス提供が可能 ・その際は、利用者の健康状態や精神状態等を踏まえた計画に基づいたできる限りの支援を行い、記録に残すことが必要
②	月1回のアセスメント更新時の面談について、利用者がコロナ感染防止のため、事業所への通所面談を控えたいとの申し出があった。対面以外の代替手段は認められないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話でアセスメントを行い、基本報酬を算定することは可能、電話内容と利用者が事業所に赴けない理由等の記録を残すこと
③	基本報酬算定要件の中に月に1回対面という要件があるが対面以外は認められないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話その他の方法でも差し支えないが、内容と利用者が事業所に赴けない理由等の記録を残すこと

就労継続支援事業・就労移行支援事業		
①	利用者や家族がコロナ感染を恐れて欠席した場合に、在宅で支援することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で適切な支援が可能であれば差し支えない
②	在宅支援を行う場合、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等を行うこととされているが、これは電話で行うことは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話で行うことは可能である。電話内容を記録すること。
③	計画で週3回の支援となっている場合、毎日体調管理のための電話は必要なのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬を算定する日については必要
④	在宅支援における月1回の来所、週1回の職員自宅訪問は必要な要件か。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話その他の方法で替えることができる。電話等でのやり取りを記録すること

⑤	在宅支援はどのようなことをすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国通知に参考添付されている「平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号 5（3）①」が要件である ・ただし、国通知 2②にあるとおり、市町村が認める場合には、一部を適用しないことができることとされている。すべての要件を満たすことが難しい事情がある場合には、理由と対応策を記録に残し、支援を実施すること
⑥	在宅支援を認める場合、他区では事前に開始する利用者名簿や変更した計画書の提出を求めている区もあるが江東区の対応は。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画変更や在宅用のプログラムの準備は必要であるが、事前に区への提出は求めている。しかし、後日、提出を求める場合がある
⑦	在宅支援での基本報酬算定する期間はいつまでか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では未定
⑧	食品や特殊な機械を使用する作業を行っているため、在宅支援では難しい場合、どのような作業をすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・通常とは異なる作業や訓練など、何らかのメニューを確保することが望ましいが、確保できない状況であれば、その理由を記録に残したうえで、健康管理や相談支援等を適切に行う必要がある
⑨	個別支援計画について、利用者個々に、目的やサービス提供内容の変更等が必要か、または、個別支援計画の備考欄に、「コロナウイルスの影響で、サービス内容を〇〇に変更する」と記載するだけで良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々に、目的やサービス提供内容の変更が必要